

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和5年7月7日（金） 【時間】10時00分～12時00分		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【場所】岸和田市役所 新館4階 第2委員会室 【傍聴人数】2名		
【名称】令和5年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	池内	山本	細井	南方
○	○	○	○	○
《施設所管課》福祉部：北本部長 福祉政策課：石原課長、金山担当長、中前主任 《事務局》財務部：寺本部長 行財政改革課：小林課長、金永担当長、出口主査、甲地主任				
【議題等】				
1. 「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改正に関する説明 2. 浜老人集会所における指定管理者の募集関係資料の審査 3. その他				
1. 「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改正に関する説明				
「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部を改正するにあたり、その概要を行財政改革課より説明。				
【質疑・意見概要】				
委 員：令和5年2月20日に開催された令和4年度第3回岸和田市指定管理者審査委員会において、運用指針の改正予定項目として事務局より言及のあった「市が受領した指定管理者等からの資料の公開水準明記」について、今回の指針改正項目に含まれていないが、事務局での検討の経緯等を聞かせてほしい。				
事務局：資料の公開水準についてはひとつの施設所管課と疑義が生じていたところであり、これを受けて改正項目の一案として2月の審査委員会にて事務局から提示したところである。その後の事務局での検討で、当該施設所管課との調整で解決可能な内容であるとの結論に至り、改正は不要であると判断したところである。				
委 員：インボイス制度への対応内容明記について、他の自治体でも同じ対応となっていることと解しているが、免税事業者を排除する結果となることを懸念している。通達や岸和田市の考え方があれば伺いたい。				
事務局：適格請求書発行事業者でないことを理由に免税事業者を入札案件から排除することは適当でない旨の通知が国から発出されている。また、利用料金制の施設は指定管理者自身がインボイスを発行する必要があるため、適格請求書発行事業者であることが必須となるが、利用料金制を採用しない施設は、代理交付又は媒介者交付特例のいずれかを選択することが可能であることから、免税事業者の排除には当たらないと考えている。				
委 員：地元の任意団体等が管理する小規模施設において、免税事業者の排除を回避することを目的に、利用料金制を廃止し使用料を徴収する施設へ転換を図る等の対応を検討する余				

地はあるのか。

事務局：現在のところ、インボイス制度への対応のために利用料金制から使用料を徴収する施設へ転換する指定管理施設はない。なお、地元の任意団体等が管理している施設は使用料を徴収している施設となっており、適格請求書発行事業者の登録をしない団体は代理交付の対応を行うと施設所管課へのヒアリングで把握している。

委員：他に意見がないようであれば、「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改正については了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員：「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」の一部改正についての審議を終了する。

2. 浜老人集会所における指定管理者の募集関係資料の審査

福祉政策課より浜老人集会所における指定管理者の募集関係資料に関して説明

【質疑・意見概要】

委員：今回新たに施設の使用料が定められることに関し、今後施設の利用は原則有料であるが、施設の設置目的に合致する利用等については減免規定を適用し免除するとある。この判断は指定管理者が対応するのか。

所管課：減免の詳しい要件を記載した減免要項を市が別途定める。指定管理者はその規定に基づき対応するものである。

委員：これまでの利用実績から、施設の設置目的に合致しない利用はどの程度あったのか。

所管課：65歳以上の高齢者の利用が主であり、設置目的外の利用の報告は受けていない。これまでと同様の利用状況であれば、基本的に全て減免措置となる。

委員：自主事業について、これまでに実績はあるか。

所管課：主に俳画教室といった文化活動を実施していた実績があるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現在は休止状態となっている。直近の自主事業としては、月・火・木・金曜日に実施している健康体操のみとなっている。

委員：健康体操については減免対象となっているのか。

所管課：減免対象である。

委員：減免となる基準は別途定めることとなっており、仕様書で読み取ることができないことから、一部のユーザーに対して優遇しているのではないかと捉えられかねない。

所管課：減免基準も仕様書に記載するよう修正する。

委員：審査基準（10）緊急時対策に関連し、昭和46年建設、木造築52年の施設である浜老人集会所は、耐震性、津波対策、防火対策等を考慮したとき、今後の施設の方向性はどのように考えているか。

所管課：浜老人集会所は地域コミュニティの拠点として機能している現状があり、今後どう利用していくか、他の公共施設の状況も踏まえた検討を行っていく必要があると考えている。

委員：市内には浜老人集会所以外にも老人集会施設があったが、他の老人集会施設は公民館等へ変わっていった過去があるように見受けられる。公民館のほうが利用者の幅も広く、利活用に有利ではと考えるが、本施設のみ老人集会所として残っている理由とその経緯を教えてほしい。

所管課：過去、浜校区以外にも、朝陽校区及び山直校区に老人集会所を設置していた。両施設は、平成4年度末日をもって廃止している。廃止の理由としては、平成5年度に両校区内に老人集会施設の機能を集約した新施設（朝陽校区：高齢者ふれあいセンター朝陽、山直校区：山直市民センター）が設置されたことを受けたもの。

事務局：公共施設のあり方については公共建築マネジメント課を中心に検討を進めており、平成28年度に「岸和田市公共施設最適化計画」を策定し、現在は個別計画の策定に向けて取り組んでいるところである。現段階で浜老人集会所をどうしていくかは未定であるが、人口減少社会を見据えた施設のあり方を引き続き検討していく。

委員：今回光熱費の精算を導入するにあたり、単価は変動することから、使用量を基準に精算することとしたと見受けられる。したがって、市で設定した使用量と、施設における使用量の実績を、施設所管課で比較し検証していくこととなると思われるが、このような方針であるとの理解でよいか。

所管課：お見込みのとおり。現在も施設におけるエネルギー使用量はデータとして把握している。

委員：施設の利用は事前予約制であると見受けられるが、予約の手法はウェブ予約なのか。

所管課：紙の申請書を施設へ提出する手法である。

委員：午後3時以降に利用予約がない場合は施設を閉館できるよう条例改正がなされているが、利用者が申請書を持参したい場合に閉館していることもあり得るとのことか。

所管課：場合によってはあり得る。今後の利用状況を確認しながら適切に対応していきたい。

委員：意見として、他の校区にはない老人集会施設が浜校区のみに設置されていることについて、その位置づけの合理的な説明が弱いように感じられる。他の地域での老人集会施設はどのように位置づけられているのか、その中で浜老人集会所はどのような位置づけなのかが見えてくるような整理をお願いしたい。

委員：審査基準における配点割合から見ると、公の施設の指定管理者制度に係る運用指針における類型区分Ⅰに分類していると見受けられる。非公募により指定管理者候補者を指名したうえでの審査となるため、収支計画のウェイトはあまり評価に影響しないことからこのような配点になっていると理解できるが、類型区分Ⅰに分類するからには、施設で実施される事業の内容や職員の専門性に重きが置かれるべきである。実際には本施設は類型区分Ⅳ相当かと思われる。非公募の際の配点の考え方についてはもう少し検討の余地があると思うので、今後の課題として要望する。

事務局：非公募施設は特定の指定管理者候補者を市が指名したうえで審査を行うことから価格競争が働かないため、審査基準における「価格評価」の項目は削除している。よって、類

型区分の考え方は主に公募施設に対して適用してきた。委員ご指摘のとおり、非公募の際の配点の考え方については今後の検討課題としたい。

委員：浜老人集会所の立地している地区に、町内会会館や他の公民館はあるのか。

所管課：比較的距離が近い市の施設としては中央地区公民館がある。(各町会でも会館があるが、) 浜老人集会所は町会関係者の利用も多いと聞いている。

委員：他に意見がないようであれば、浜老人集会所における指定管理者の募集関係資料については了承ということで良いか。

各委員：(賛同)

委員：浜老人集会所における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

3. その他

行財政改革課より、次回の岸和田市指定管理者審査委員会の予定に関して説明。

- ・令和5年度第2回岸和田市指定管理者審査委員会は8月1日(火)を予定
- ・非公募による指定管理者募集関係資料の審査1案件を予定

以上